

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異 (会計方針、会計上の見積りの変更、誤謬)

	日本基準	IFRS
会計方針の自発的な変更	実施不可能な場合を除き、変更後の会計方針を過去に遡って適用し、過年度財務諸表を修正再表示する	実施不可能な場合を除き、変更後の会計方針を過去に遡って適用し、過年度財務諸表を修正再表示する
会計上の見積りの変更	<p>当期から将来に向かって修正を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却方法の変更は、「会計方針の変更」に該当するものの、その変更の修正については「会計上の見積りの変更」と同様に取扱い、遡及適用は行わない 	<p>当期から将来に向かって修正を行い、過年度の見積りは修正しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却方法の変更は「会計上の見積りの変更」である
過年度の誤謬の修正	過年度の誤謬は過去に遡って修正し、過年度財務諸表を修正再表示する	過年度の誤謬は過去に遡って修正し、過年度財務諸表を修正再表示する